

令和6年度

学校いじめ防止対策提要

- いじめ防止対策推進法第13条に規定され、学校ごとにつくることが義務化された「学校いじめ防止基本方針」は学校のいじめに対する行動計画の内容が求められている。しかしながら、「方針」の辞書的な意味は、「だいたいの方向」であり文字通り受けるといじめに対する基本的な考え方やスローガンにとどまってしまう。そこで、本校ではこれを「学校いじめ防止対策提要」と称し、基本方針を含めた具体的な取り組み全体をまとめることとする。
- 本提要は、年度初めに見直し、毎年更新する。そこで[]内は、更新を必須とし、他の部分については適宜更新とする。

※提要 要点、要領を具体的に示すこと

宇都宮大学共同教育学部附属小学校

もくじ

I はじめに

II いじめの定義

III 本校のいじめ防止基本方針

- 1 いじめの未然防止
- 2 いじめの早期発見
- 3 いじめに対する措置
- 4 重大事態への対応
- 5 いじめ発生時の対応

I はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

2013年6月に公布、9月に施行されたいじめ防止対策推進法を受け、文部科学省ではいじめ防止等のための基本的な方針を策定した。各学校においては、これを参酌し、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める（いじめ防止対策推進法第13条）ことが義務づけられている。

本校においては、基本的な方針と共に、これまでに実施してきた諸々の対策や組織、計画等をまとめ、総括的な計画として、本学校いじめ防止対策提要进行を策定する。この目的は、各具体策や計画の実効性をより高めると共に、組織としての機能の点検・改善を効果的なものにするためである。

II いじめの定義

本提要においては、いじめ防止対策推進法第2条に基づき、いじめの定義を次のようにとらえることにする。

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

III 本校のいじめ防止基本方針

<基本理念>

- 全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目指す。
- 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。
- いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他の関係者が連携していじめ問題の克服に当たる。

1 いじめの未然防止

暴力を伴わないものは、被害者・加害者が入れ替わりながら、ほとんどの児童が経験する。このことから、いじめほどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

(1) 児童指導

- ・あいさつ運動の実施（プロジェクト活動）
- ・兄弟学級の交流（年2回）
- ・学年児童指導部員（3組担任）による生活指導（年間）
- ・週目標の設定（年間）
- ・縦割り班活動（清掃活動、運動会、オリエンテーリング遠足等）
- ・スマートフォン、携帯などの通信機器の所持状況の把握

(2) 情報教育

- ・ネットいじめ、ネット被害に関する指導
- ・わが家のスマホ・ケータイルール（1～6年）

(3) 人権教育

- ・人権週間の設定（11月）
- ・人権標語作成（11月）

2 いじめの早期発見

いじめの早期発見の基本は、

- ①児童の些細な変化に気づくこと
- ②気づいた情報を確実に共有すること
- ③情報に基づき、速やかに対処すること

日頃から児童との関わりを大切にし、信頼関係の構築に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。さらに、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えて実態把握に努める。

(1) 教育相談

- ・教育相談の実施（6月、10月）

(2) 心のポスト

- ・心のポスト設置→個別相談（随時）

(3) いじめアンケート

- ・学校生活アンケートの実施（懇談前に年2回、）→個別相談（随時）
- ・生活アンケートの実施（6月、10月、2月）→個別相談（随時）

(4) 情報交換

- ・児童指導部会（毎月）
- ・ミニ児童指導部会（毎週）
- ・職員会議
- ・学年部会、教科担任部会

(5) 保護者との共通理解・情報交換

- ・個人懇談（12月）
- ・学年、学級懇談の実施（授業参観日）
- ・連絡帳の活用（随時）
- ・業者によるネットパトロール→報告→対応

3 いじめに対する措置

いじめの発見、または通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、関係職員を含む「いじめ防止等対策のための組織」で速やかに対応する。被害児童を守る方法や加害児童への指導、保護者への説明と協力の依頼、関係機関への連絡等の観点から具体的な方針や手だてを検討し、速やかに実行する。

※ 参考

学校において生じる可能性がある犯罪行為等

(文部科学省通知第246号「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について」より)

- ・ ひどくぶつけられたり、たたかれたり、蹴られたりする。
(暴行罪・傷害罪)
- ・ 軽くぶつかられたり、遊びをしてたたかれたり、蹴られたりする。
(暴行罪・傷害罪)
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
(強要罪・強制わいせつ罪)
- ・ 金品をたかられる。(恐喝罪)
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
(窃盗罪・器物損壊罪)
- ・ 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
(脅迫罪・名誉毀損、侮辱罪)
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
(脅迫罪・名誉毀損、侮辱罪)

5 いじめ発生時の対応

いじめ発生時の対応

